

# 基本計画編



綾瀬市マスコットキャラクター  
「あやびい」



# I 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

綾瀬市では、「ふれあい・うるおい・やさしさ」を生涯学習の推進テーマとして、平成6年10月22日に県内で初めて生涯学習都市宣言を行い、市民の学習機会や生涯学習環境の充実など、様々な施策の推進に取り組んできました。

この間、人口構造の変化や少子高齢化、国際化・情報化などが進み、社会に大きな変化がもたらされるとともに、平均寿命の伸長により人生100年時代の到来と言われるようにもなりました。また、家庭や地域における教育力をめぐる課題など、子どもたちをめぐる環境も大きく変化しています。

さらに、令和2年からは新型コロナウイルス感染症の影響により、マスクの着用や三密回避などの新しい生活様式を踏まえた暮らしや活動が余儀なくされ、生涯学習事業の実施に当たっても、感染症対策の実施やオンラインを活用するなどの見直しが必要となりました。

本市の生涯学習施策は、これまで平成23年2月に策定した「綾瀬市教育振興基本計画」（以下「第1期基本計画」という。）に基づき取り組んできましたが、令和3年3月で第1期基本計画の計画期間が終了したことから、今後の本市の生涯学習の方向性を整理し、施策を計画的に推進していく必要があります。

そこで、「生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民」及び「人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども」を実現するため、第2期綾瀬市教育振興基本計画（以下「第2期基本計画」という。）となる「綾瀬市生涯学習推進プラン」（以下「生涯学習推進プラン」という。）を策定します。

## 2 計画の対象範囲と位置付け

### 計画の対象範囲

行政組織の見直しに伴い、令和3年4月から生涯学習課が教育委員会から市長部局へ移管され、生涯学習施設の管理・運営や文化芸術、文化財に関する事務は市長が管理し、執行することになりました。また、教育委員会の職務権限とされている家庭や地域における社会教育等についても、生涯学習施策全体の一体的な実施のため、権限は教育委員会に残しつつ、市長部局において執行することになりました。

生涯学習施策については、これまで第1期基本計画に基づき取り組んできましたが、行政組織の見直しに伴い、令和3年度からの第2期基本計画は、教育委員会が執行する学校教育分野と、市長部局が執行する生涯学習分野とで個別に計画を策定することになりました。令和3年3月に学校教育の推進に関する施策を計画の対象範囲として「綾瀬市学校教育推進プラン」（以下「学

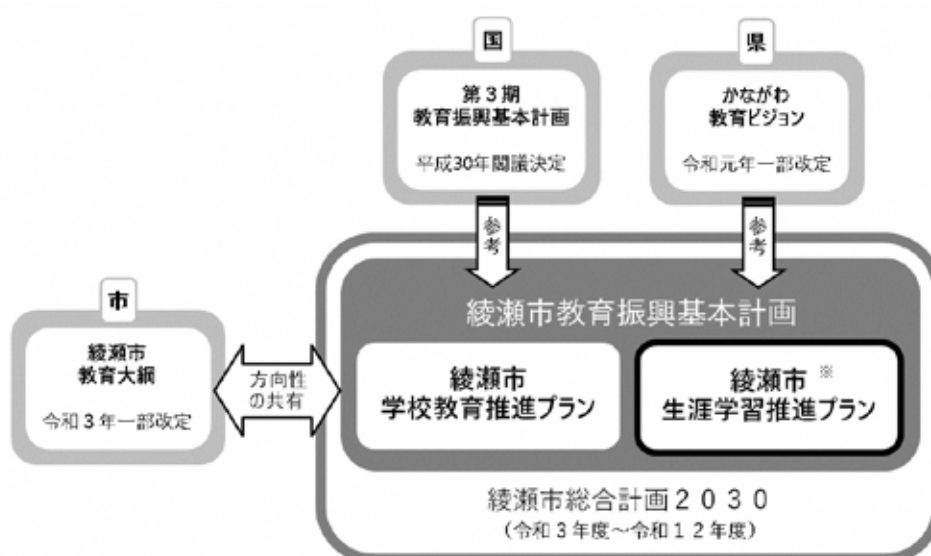
校教育推進プラン」という。)を策定したことから、生涯学習施策については、生涯学習の推進に関する施策を計画の対象範囲とし、生涯学習推進プランを策定します。

なお、生涯学習施策については、前述のとおり、市長と教育委員会がそれぞれ権限をもつ事務があり、市と教育委員会が連携し執行する施策も多くあることから、本プランは綾瀬市と綾瀬市教育委員会で策定を行います。

## 計画の位置付け

生涯学習推進プランは、学校教育推進プランと同様に、教育基本法\*第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、「綾瀬市総合計画2030」（計画期間：令和3年度～令和12年度。以下「総合計画」という。）の個別計画に位置付けられる計画です。第2期基本計画に、個別に策定した学校教育推進プランと生涯学習推進プランとを併せて位置付け、各施策を推進していきます。

本プランは、国や県の計画を参考にするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定される「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として市長と教育委員会が協議し、所定の手続きを経て策定した「綾瀬市教育大綱\*」（令和3年一部改定。以下「教育大綱」という。）と本市の生涯学習の方向性の共有を図った上で、具体的な施策を定めています。



※ 個別計画：綾瀬市子ども読書活動推進計画、あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想

**教育基本法** 日本の教育に関する根本的・基礎的な法律。教育に関する様々な法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから、「教育憲法」「教育憲章」と呼ばれることもある。

**教育大綱** 教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地方公共団体の教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針で、総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定する。

### 3 計画の対象期間

---

生涯学習推進プランは、総合計画との整合性を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間を対象期間とします。さらに、本プランを着実に推進するため、計画期間を前期・後期の各5年間に分け、具体的な実行計画を定め、各施策に取り組んでいきます。

なお、社会状況の変化等により、新たに対応すべき課題が発生するなど、計画内容の見直しの必要が生じた場合は、計画期間中であっても適宜見直しを行います。



### 4 策定体制

---

生涯学習推進プランは、当初、学校教育推進プランと合わせた1つの計画として、教育長を委員長とする教育委員会内で組織した「綾瀬市教育振興基本計画策定委員会」に、学校教育分野、社会教育分野、それぞれ1名の学識経験者をアドバイザーとして迎え策定を進めました。令和3年4月の行政組織の見直し以降は、社会教育分野1名のアドバイザーに引き続き意見をいただきながら、機構改革の意義や社会状況の変化を踏まえ内容の検討を行いました。また、策定経過は綾瀬市社会教育委員、綾瀬市PTA連絡協議会、綾瀬市立小・中学校の各校長会へ意見を聴いたほか、パブリックコメントを実施し、教育関係団体や市民、地域からの意見を踏まえ策定しました。

### 5 計画の推進に向けて

---

計画の推進に当たっては、庁内関係部署は元より、地域や学校、家庭、関係機関との連携を進めること、また、国や県に対し、必要な行政措置の要請を行うとともに密接な連携を図りながら、一体となって取り組んでいくことが重要です。

生涯にわたる個人の学びや、団体等により共に創り出す関係性を重視し、つながることを意識した社会貢献・地域課題解決に取り組み、生涯学習推進プランの着実な実行により生涯学習施策の推進に取り組めます。

## 市長部局への移管

前述の行政組織の見直しに伴い、令和3年度から、これまで教育委員会が所管していた生涯学習施設の管理・運営や文化芸術、文化財に関する事務を市長が管理・執行することになりました。市長部局が講座の運営や、文化芸術・学習成果の発表等の活動とともに、これら社会教育の拠点となる施設を所管することによって、地域と一体的な事業推進や、地域の活性化及びより良い地域づくりへつなげていきます。また、総合計画の「目久尻川流域の歴史文化形成プロジェクト」として文化財を活用したまちづくりを目指す上でも、都市計画や観光事業を所管する市長部局において横断的に施策を展開することで、より一層、円滑で効果的な文化財資源の活用を図ります。さらに、現在、公共施設の再編が計画されている中、市としての方向性を踏まえて部局間の連携を図り、生涯学習施設の管理・運営を進めていく必要があります。なお、家庭や地域における社会教育等については、職務権限としては教育委員会に残し、生涯学習施策全体の一体的な実施のため市長部局で執行していきます。

生涯学習施策を効果的に進めていくには、行政組織の見直しにより部局や権限が分かれたことから、市長部局と教育委員会との連携を強固にして事務を執行していくことが重要です。とくに、学校教育推進プランにも位置付けられている、コミュニティ・スクール\*と地域学校協働活動\*の一体的推進や家庭教育、子どもの読書活動については、学校及び教育委員会と密に連携をしながら計画の実現を図っていく必要があります。このことから、総合教育会議\*等を通して、市長と教育委員会が方向性を共有しながら本市の生涯学習施策を推進します。

## 地域・学校・家庭との連携

地域のまちづくりや市民の学習を支援・振興する上では、地域が抱える課題やニーズを把握し、今まで以上に地域住民との関わりを強化し、教育の視点に加え、より大きな広い視点で生涯学習施策を推進していく必要があります。

また、各施策を進めていくためには、教育委員会を含む庁内関係部署だけでなく、地域やPTAのほか、学校や企業、各種団体など多くの市民や関係団体への確に情報共有・発信し、地域・学校・家庭が一体となって取組を進める必要があります。

---

**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている合議制の機関で、教育委員会が学校や地域の実情に応じて設置することができる。一定の権限を有しており、学校運営の基本方針の承認や学校運営・教職員の任用に関して、教育委員会等に意見を述べるができる。

**地域学校協働活動** 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

**総合教育会議** 首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、平成27年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により地方公共団体に設置された会議で、教育行政施策等について協議・調整を行う。

## 6 計画の進行管理

生涯学習推進プランを着実に推進するためには、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、その結果を評価し、必要な見直しを行うことで、効果的に事業を進めていく必要があります。

本プランの進行管理については、所管課における各事業の進行管理とともに、生涯学習課が所管する附属機関において市民の視点及び専門的な視点から評価及び意見提案をいただきながら、継続的かつ効果的に行います。

また、総合計画の進行管理と同様に、従来の「PDCA」サイクル\*ではなく、現状の評価（Check）から始め、改善後もしっかりと評価を行いながら事業展開につなげる「CAPDC」サイクルにより、見直しの機会を重視し実効性が向上する仕組みを構築しながら進行管理を進めます。

- C** = Check （所管課・附属機関における**評価**）
- A** = Action （所管課・附属機関における**改善**）
- P** = Plan （所管課による改善を踏まえた**計画**）
- D** = Do （所管課による**実行**）
- C** = Check （所管課・附属機関における**評価**）



（『綾瀬市総合計画2030』より）

なお、本プランで位置付けられる取組のうち、教育委員会の職務権限に属する、家庭や地域における社会教育等に係る取組の達成状況・効果等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施している「教育委員会の権限に属する事務の点検・評価」（以下「点検・評価事業」という。）の中で、教育委員会による自己点検・評価に加え、「綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会」による検証を行います。

上記の進行管理に基づき、本市が目指す姿（基本目標）を実現できるよう取組を推進します。



**PDCAサイクル** Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法。





## Ⅱ 生涯学習をめぐる現状と今後の課題

平成23年度から10年間を計画期間とした第1期基本計画では、10年間の本市の学校教育分野と生涯学習分野の目標、方向性として、三つの基本目標と18の施策の基本方針を定めるとともに、具体的な施策の方向や取組内容は、前期・後期の実行計画としてまとめ、教育行政を推進してきました。ここでは、後期実行計画のこれまでの取組状況と生涯学習をめぐる現状を踏まえた本市の今後の課題をまとめています。

### 1 第1期綾瀬市教育振興基本計画（後期実行計画）の取組状況

平成29年度から4年間を計画期間とした第1期基本計画の後期実行計画では、重点的な取組が必要な44の取組（重点取組）を中心に、学校教育・生涯学習分野合わせて96の取組（再掲を含む。）を位置付け、実施してきました。

各取組については、点検・評価事業において、前年度の取組状況の自己点検・評価を行うとともに、とくに重点取組については、綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会による外部の視点からの検証も行いながら、計画を推進してきました。

第1期基本計画の後期実行計画の点検・評価結果では、令和2年度（元年度実施事業）までは9割を超える取組が計画どおり又は計画を上回り実行という評価になりましたが、令和3年度（2年度実施事業）は新型コロナウイルス感染症の影響等により、14事業で計画どおり実行できなかったという評価になりました。本プランの策定に当たっては、本点検・評価結果を基に、実施方法の工夫・改善の見直しを行います。

#### 【第1期基本計画（後期実行計画）の点検・評価結果】

評 価	平成30年度 (29年度実施事業)	令和元年度 (30年度実施事業)	令和2年度 (元年度実施事業)	令和3年度 (2年度実施事業)
計画を上回り実行	2事業	1事業	0事業	0事業
計画どおり実行	42事業	40事業	39事業	30事業
計画どおり実行 できなかった	0事業	3事業	5事業	14事業



## 2 生涯学習をめぐる現状と綾瀬市の今後の課題

### いつでもどこでも誰でも学べるために

本市において今後も少子高齢化が続くと見込まれています。本市の要介護者を除く65歳以上の方へのアンケート結果<sup>※1</sup>によると、51.0%の方が健康づくり活動や趣味等のグループ活動へ「是非参加したい」又は「参加してもよい」と回答し、本市の元気な高齢者の多くが健康づくりや趣味等のためのグループ活動への参加を求めていることがわかります。高齢者が生きがいをもちながら過ごすためには、これまで培ってきた知識や経験を生かして地域で活躍できる場や機会を提供することが必要です。一方では、外出が困難な高齢者や障がい者などが、自宅等で学びたいときに学べる環境をつくる必要もあります。

また、本市では外国人市民の人口が増加する傾向にあり、総人口に占める外国人比率は約4.9%<sup>※2</sup>と、愛川町に次ぐ県内市町村で第2位、市部では第1位となっています（令和3年1月1日現在）<sup>※3</sup>。このような状況の中、多様なルーツを持った市民が綾瀬市に強い愛着をもち、相互理解のもとに新たなものを生み出すような社会を作ることが重要です。

今後も社会状況がさらにめまぐるしく変化する中で、個人のライフステージや多様な市民のニーズに応じた幅広い学習機会の提供が必要です。また、個人や団体等での地域課題の解決を行う学習、またその個人・団体等の相互のネットワークづくりといった、地域づくりをめざす社会教育の視野も含めた学びの推進を図ることを、より一層充実していく必要があります。

※1 綾瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年3月策定）より

※2・3 住民基本台帳人口（令和3年1月1日現在）より算出

### 生涯学習施設の再整備～自ら学ぶための環境づくり～

本市では、個々の施設の集約・複合化や長寿命化等、今後の中長期間の具体的な再編の方向性を定める「綾瀬市公共施設再編計画」（以下「公共施設再編計画」という。）を令和3年2月に策定しました。

令和3年12月現在、生涯学習施設については、市内には文化会館、中央公民館とその分館である5つの地区センター、2つのコミュニティセンター、図書館、神崎遺跡資料館、文化財収蔵庫がありますが、公共施設再編計画に基づきつつ、民間活力の生かし方や、生涯学習施設や他の公共施設との複合化などを検討しています。そのうち市域施設に当たる文化会館や中央公民館、図書館と、地域施設に当たる北の台地区センターや早園地区センター、吉岡地区センターについては、公共施設再編計画第1期アクションプラン（対象期間：令和3年度～令和7年度）に基づき、現在、施設の再編に関する検討・取組を進めています。

生涯学習施設においては、近年、個人の学びを充実するために、地区センターやコミュニティセンターの自由学習室のリニューアルや、個展も開ける中央公民館の市民展示ギャラリーの開



設などを行ってきましたが、今後、少子高齢化がさらに進行し高齢者のニーズが多様化する中、学びや生涯学習活動を支援するためには、さらに一人一人に応じた環境を充実させる必要があります。また、地域コミュニティの希薄化や地域活力の低下がみられることから、地域の課題解決のための学習や、仲間との文化芸術に関する活動、郷土の歴史に関する調査など、地域住民が「つどい・まなび・つながる」ことができる、誰もが気軽に立ち寄れる地域コミュニティ形成の場づくりとして、生涯学習施設の内容をより充実させていく必要があります。

こうしたことから、施設の再編によりリニューアルされる施設については、地域コミュニティの拠点として、地域のネットワークづくり・交流促進の場として整備することにより、生涯学習施設の役割を充実させていく必要があります。

## 市民主体の文化芸術活動の推進と他分野との連携

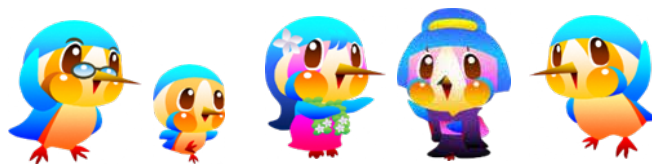
国では、平成29年に文化芸術振興基本法（現、文化芸術基本法）を一部改正し、改正法では文化芸術の振興にとどまらず、関連分野との連携を視野に入れた総合的、計画的な文化芸術施策の展開を図ることとしました。

本市の文化芸術行政においては、文化の祭典「あやせ文化芸術祭」を代表とする市民の発表する場づくりと、あやせ市民芸術鑑賞事業や市民ホールコンサートなど市民が優れた文化芸術を鑑賞する場づくりを二本の柱として、様々な事業を実施し、市民の文化芸術への関心を高めてきました。

一方、高齢者を含む市民のライフスタイルや価値観などが変容する中、従来の行政主導による文化芸術事業の展開では参加者数の減少がみられることから、今後、文化芸術活動の衰退が危惧されています。

このような状況を受けて、庁内においては国際交流など他分野・他部署との連携等の検討を進め、市民に対しては若い世代による活動の継承や、新たな文化芸術活動の担い手の発掘、持続的な活動となるための自立した文化芸術活動の推進・支援を行うことで、若い世代や外国人市民を含む多様な市民による活動を充実させていく必要があります。

多世代かつ多様な市民が文化芸術活動に参加し、自立した活動ができるような支援をするとともに、行政と市民が情報を共有・発信し、共創\*していく文化芸術活動を、より充実させていく必要があります。



**共創** 市民・事業者・行政などの各主体が、共に創り出すことを目指して、「参加」「参画」「協働」を超えた新たな地平でパートナーシップを形成することにより、革新的な活動や成果を生み出すこと。本プランにおいては、とくに多様な年齢や価値観をもった人々が協力・連携することで、今までにない新たな活動を創り出すことをいう。

## 目久尻川流域の歴史文化資源の保存・継承と活用

本市を南北に流れる目久尻川流域には、吉岡遺跡群や国指定史跡の神崎遺跡をはじめとする多くの文化財が、日本の原風景を構成する田畑や斜面林とともに広がっており、この流域はカワセミなどの野鳥が舞う姿を見ることができるなど、市民が訪れる憩いの場となっています。こうした歴史文化資源を、その原風景や生活文化資源とともに生かし、歴史文化資源を核とした地域の誇りづくりを推進することで、持続可能な地域の活性化につなげていくことを目的に、令和元年度に「あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想\*」を策定しました。本構想は本プランの個別計画となるほか、その推進は、「目久尻川流域の歴史文化形成プロジェクト」として、総合計画の戦略プロジェクトにも位置付けており、地域住民が誇ることのできる郷土づくりや魅力あるスポットとしての活用・展開を進めるため、関係者・団体等との連携を図りながら、構想を着実に進めていく必要があります。

## 家庭・地域で子どもの成長を支えるために

近年は都市化、核家族化等により家庭での教育力の低下が指摘されています。本市では、平成24年5月から「あやせゼロの日運動（あやせ家庭読書の日、ノーテレビ・ノーゲームデー運動）\*」（以下「あやせゼロの日運動」という。）に取り組み、保護者向けの講座や講演会においても家庭教育の必要性やその方法の周知を行っています。

また、スマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもがネットに依存したり犯罪に巻きこまれたりする危険性が高まっていることから、ルールをつくるなどの各家庭での対応が求められています。綾瀬市PTA連絡協議会（以下「市PTA連絡協議会」という。）では教育委員会と連携し、平成28年度から『「あやせ夜間ゼロ運動」～ケータイ・スマホ、ゲーム機等の夜間ゼロ運動～\*』（以下「あやせ夜間ゼロ運動」という。）に取り組んでいますが、生涯学習所管課としても市PTA連絡協議会の支援を通じ、家庭でのルールづくりの必要性などを講座や講演会の開催により周知・啓発していくことが必要です。

地域においては、コミュニティの希薄化が進み、若い世代と地域とのつながりが減少しています。スポーツや文化芸術活動などを通して地域でのつながりを作り、家庭・地域が一体となって、子どもを教育していく必要があります。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置に伴い、地域学校協働活動と一体的に推進することで、地域全体で子どもたちの成長をより一層支えていくことが必要です。この実現に向け、学校と地域との協働活動を推進するコーディネーター（推進員）の養成や、地域ボランティアや団体等の人材育成、支援の体制づくり

「あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想」 目久尻川流域は、旧石器時代から現在に至る約4万年の人々の生活の痕跡が凝縮された、日本の原風景を思い起こさせる景観が広がる地域であり、この多くの歴史文化資源が集積したゾーンを一体的に活用する考え方。  
「あやせゼロの日運動（あやせ家庭読書の日、ノーテレビ・ノーゲームデー運動）」 子どもたちの健康的な生活習慣を定着させ、豊かな心を育成するため、毎月ゼロのつく日（10日・20日・30日）は、テレビやゲームをひと休みして、家庭での読書、家庭の会話やふれあいなど、家族の時間を充実させていただくことを目的とした取組。

「あやせ夜間ゼロ運動」～ケータイ・スマホ、ゲーム機等の夜間ゼロ運動～ メールやSNSを巡る様々な問題から子どもたちを守るため、小・中学生の携帯電話やスマートフォンの夜間の使用を控え、適切な使用を促す運動として、平成28年度から綾瀬市教育委員会と綾瀬市PTA連絡協議会が行っている取組。

を進めていくことが重要です。

また、とくに読書については、子どもが読解力や想像力、思考力、表現力等を養い、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができることから、子どもの読書の習慣化と、その必要性を家庭・地域へ周知・啓発することが重要です。子どもの読書活動は、各家庭や図書館、学校図書館\*、地域の団体やボランティアなど様々な主体が連携して進める必要があることから、本プランの個別計画に当たる「第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画」を策定し、施策の進行管理を行いながら着実に推進していきます。

## 新型コロナウイルス感染症対策と学びの保障

国の緊急事態宣言の発出や県のまん延防止等重点措置の指定など、新型コロナウイルス感染症の影響により今までにない状況に置かれる中、市内の生涯学習施設は令和2年3月以降、臨時休館や開館時間の短縮、サービスの縮小など、その時の状況に対応しながら、生涯学習・社会教育、文化芸術の事業を実施してきました。

施設開館時は、本市の「新型コロナウイルス感染防止対策に係る施設利用等の基本方針」に基づき、利用形態に応じて、感染症対策に必要な備品等を整備し、施設利用者には身体的距離の確保、消毒作業や健康状態の申告などを求め、生涯学習関連の各種事業やイベントなどの事業についても、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、中止や延期、開催方法の変更を行いました。

このような感染症の状況下においても、市民一人一人の学びを支えるため、感染症対策及び学習方法の工夫をし、自主的な学びを保障していくことが重要です。とくにICT\*の活用は図書館における電子図書館サービスや、公民館講座をはじめとする生涯学習事業でのオンライン講座・動画配信などで実施され、今後も外出自粛への対応として求められることが予測されます。

さらに、オンライン講座や動画配信は、子育て世代や外出が困難な方が参加しやすいことや、画面上で拡大したものを間近に見ることができるといった利点に気づく一方、学びや文化芸術を対面で学習・体感することの大切さやその必要性について再認識することになりました。また、インターネット環境が整っていない家庭のほか、高齢者世代を中心にスマートフォンやパソコンが不得意な方、使用されない方もいるため、そのような方への配慮が必要です。

今後も、個々の学びに応じた場づくりとしてオンライン学習や動画配信などオンラインならではの利点を生かしつつ、感染症の状況をみながら対面の学習活動や体験・鑑賞といった経験・交流の場が持てるよう、市民の学びの保障とコミュニティの在り方を検討していく必要があります。



**学校図書館** 学校図書館法の規定に基づき学校に設置されている図書館のこと。児童・生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、学習活動の支援や授業内容の理解を深めるための「学習センター」としての機能、児童・生徒や教職員の情報ニーズへの対応や児童・生徒の情報収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能を有している。

**ICT** 「Information and Communication Technology」の略。多くの場合、「情報通信技術」と訳される。コンピューターやインターネット等の情報通信技術のこと。



## Ⅲ 計画の構成

---

生涯学習推進プランは、第1期基本計画と同様に、今後10年間の本市の生涯学習の振興に関する目標、方向性として、「基本目標」と「基本方針」を定めるとともに、具体的な施策の方向や取組内容については、前期・後期の各5年間を計画期間とした「実行計画」を策定します。

### 1 基本目標

---

本市の教育大綱における、人づくりの基本的方向（綾瀬の教育が目指す人間像）を基本目標として定めています。

なお、第1期基本計画では、市民共通の目指すべき姿（基本目標）に加え、学校教育と生涯学習の分野ごとに基本目標を定め、三つの基本目標を定めていましたが、教育大綱の策定により、本市の教育全体の基本理念や目標が定められたことで、教育大綱の基本理念（「自分らしく学び続ける」）等につながる目標として、目指す人間像を本プランでは次のとおり二つの基本目標とすることとしました。

#### ～生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民～

地域における様々な活動を通じて、市民一人一人が生涯にわたって学ぶ喜びと生きがい、誇りを持ちながら、お互いを認め合い人生をより充実していくことが望まれます。

#### ～人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども～

子どもたちが自ら学び・考え・行動することができ、豊かな心と希望、そして社会の一員としての自覚を持って、たくましく成長していくことが望まれます。

### 2 基本方針

---

第1期基本計画では、前綾瀬市総合計画「新時代あやせプラン21」の施策体系を基本として、施策レベルでの基本的な考え方や方向性を学校教育分野、生涯学習分野それぞれ9の基本方針として定めていました。

生涯学習推進プランでは、第1期基本計画策定から10年間の社会状況の変化や新たな課題、本市の現状や課題を踏まえた見直しを行いました。現代の社会や生涯学習に関する課題は、学校や家庭、地域が一体となって取り組む必要があるものも多く、分野にとらわれず一体的に進めることが重要であることから、学校教育施策や各庁内施策とも連携を図りながら取り組む、5の基本方針にまとめ、施策レベルでの基本的な考え方を示しています。

なお、各取組の区分等については、取組名に次のとおり併記しています。

重点取組：【重点】                      総合計画の戦略プロジェクト：【戦略P】  
 新たな取組：【新規】

### 3 実行計画

生涯学習推進プランを着実に推進するため、計画期間を前期・後期に分け、前期5年間の具体的な取組内容を示した前期実行計画を策定します。前期実行計画では、各基本方針のより具体的な方向性を「施策の方向」として示し、施策の方向ごとに具体的な取組（事業）を位置付けます。また、これらのうち、基本目標を実現するために重点的に取り組む必要がある事業は「重点取組」として位置付けるとともに、総合計画の「戦略プロジェクト」に関連する事業についても、市全体で進めていく必要があることから、重点的に取り組んでいきます。

### 4 体系図



## IV 基本方針

### 基本方針

1

### 生涯学習活動の推進

## 1 現状と課題

### 現 状

市民の自主的な生涯学習活動の支援として、市職員を講師として派遣する、生涯学習お届けバラ講座の実施や、知識・技能をもつ指導者を各種団体等へつなぐ、生涯学習人材バンク制度の運営により、市民の多様な学習ニーズに対応しています。

また、市民の人権尊重の意識を高めるために研修会や映画会を開催しているほか、地域婦人団体連絡協議会が開催する、男女共同参画社会の推進や現代的課題に関する男女共生講座への支援をしています。

さらに、読書活動については、図書館での電子図書館サービスの実施等、更なる読書活動の推進に取り組んでいます。なかでも、子どもの読書活動については、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上でとくに大切なことから、綾瀬市子ども読書活動推進計画を策定し、図書館、学校、庁内関係部署、ボランティアや各種団体と連携し、4～5か月児を対象としたブックスタートや、小学校・児童館等への配本、コミュニティセンター等でのおはなし会などの各種事業を実施し、子どもの読書活動を推進しています。

公民館事業については、指定管理者によって、市民のライフステージや市民ニーズに応じた講座等を実施しています。

### 課 題

生涯学習お届けバラ講座の内容については、現代的課題や更なる市民ニーズを捉えた講座内容への見直しを進める必要があります。

生涯学習人材バンク制度については、登録者の高齢化をはじめ転出や多忙等の理由で登録者数が減少していることから、多様な人材を積極的に活用していただくために、更なる普及・啓発を行い、より登録者が活躍できるように支援することが重要です。

また、読書活動については、図書館に来館することが難しい市民が読書に親しむことができる環境をさらに充実させる必要があるとともに、とくに子どもの読書活動については、家庭や地域



への周知・啓発を行うほか、子どもが自発的な読書習慣を身に付けられるように、図書館やボランティア等と連携して引き続き推進していく必要があります。

## 2 基本目標の実現に向けて

多様化する市民の生涯学習活動へのニーズやライフステージに応じた幅広い学習機会の提供により、地域における市民主体の自発的な生涯学習活動を推進するほか、学びを通じた地域人材の育成や活躍の場を広げていきます。

また、地域や自宅など身近な場所で読書に親しむことができる環境を充実させるとともに、とくに子どもの読書活動については、図書館や学校、庁内関係部署、ボランティア等と連携し各種事業を展開し、推進していきます。



### 施策の方向と具体的な取組

#### 施策の方向1-1 ライフステージに応じた学習活動の支援

- ▶ 生涯学習お届けバラ講座の実施
- ▶ 公民館事業の実施
- ▶ 成人への人権教育の推進
- ▶ 読書活動の推進 【重点／拡充】

#### 施策の方向1-2 生涯学習活動を支える地域人材の育成

- ▶ 生涯学習人材バンク制度の実施 【拡充】
- ▶ 地域婦人団体連絡協議会活動の支援



## 1 現状と課題

### 現 状

本市の公共施設の多くが建築後30年以上を経過し、建物の老朽化が進んでいますが、施設の修繕や更新などに係る費用の確保も課題となっていることから、これらの課題を解決するため、令和3年2月に策定された「綾瀬市公共施設再編計画」には、公共施設の集約・複合化、長寿命化のほか、地域の防災拠点としての活用など、今後の中長期間の具体的な再編の方向性を定めています。生涯学習施設については、利用者へのアンケートを実施しながら、公共施設再編計画に基づき施設の在り方を検討しています。

生涯学習施設の管理・運営については、文化会館、公民館・コミュニティセンター、図書館に、指定管理者制度を導入し、適切かつ効率的な施設運営を行うとともに、市民ニーズや社会教育の視点に沿った事業の実施をしています。

また、地区センター等の自由学習室や個展も開ける中央公民館の市民展示ギャラリーの整備、文化会館や図書館入口の施設名のひらがな・英語併記など、多様化した市民ニーズに合った、一人一人の学びを支える環境の充実を図っています。さらに、新型コロナウイルス感染症等の社会変化に応じ、図書館には本の除菌機を、地区センター等には24時間利用可能な屋外返却ポストを設置しました。

### 課 題

生涯学習施設は地区センターやコミュニティセンターといった地域施設から文化会館、中央公民館、図書館、神崎遺跡資料館といった市域施設まで、施設の機能や規模も多岐にわたっています。とくに、文化会館や公民館、図書館等は、多くの市民が「つどい・まなび・つながる」施設であるにも関わらず、バリアフリー対応や、気軽に本に親しむなどいつでも自由に利用できるコミュニティスペースが不足しています。このため、老朽化への対応と併せて、施設の機能やニーズに即した改修等を検討し、公共施設再編計画に基づきつつ、施設規模の縮小を図りながらも施設の集約化・複合化等によりサービスや利便性は向上させていく「縮充\*」の考え方により、生涯学習環境を充実させていく必要があります。

あわせて、市民の多様な生涯学習・文化芸術活動の活性化を図るため、地域の活性化につながる発展的な活動ができる環境づくりに向け、市民の学びと自主的な活動への支援の仕組みづくりを進めていく必要があります。

## 2 基本目標の実現に向けて

公共施設再編計画に基づき、公共施設の利用のしやすさと有効活用を図った生涯学習施設の改修・修繕・再配置を進めるとともに、市民ニーズや地域課題に応じた市民の自主的な学びや活動への支援を視野に入れた施設運営を行うことにより、一人でも団体でも生涯学習活動が行えるなど、サービスの低下を招くことのない、持続性や利便性の向上をさせていく生涯学習環境を提供します。また、社会変化や多様な学びに応じた生涯学習環境を充実させていきます。



### 施策の方向と具体的な取組

#### 施策の方向 2-1 持続可能な生涯学習環境の確保

- ▶ 生涯学習施設の再編計画の推進 【重点／戦略P／新規】

#### 施策の方向 2-2 施設の効果的・効率的な管理・運営

- ▶ 図書館の施設運営の充実
- ▶ 文化会館等の施設運営の充実



**縮充** 公共施設の再編により、施設自体の面積を縮小しながらも、施設の集約化・複合化や施設の充実などにより、施設の利便性を向上させる考え方のこと。

## 1 現状と課題

### 現 状

文化芸術活動の振興を図るため、市民の文化芸術作品の展示や舞台発表を行う「あやせ文化芸術祭」を開催しています。

また、市民の文化芸術活動への関心を高めるため、市役所で文化芸術作品や音楽の鑑賞機会を提供するあやせ市民芸術鑑賞事業や市民ホールコンサートを、文化会館で近隣3市（綾瀬市・海老名市・座間市）の協議会によるアヤセ・プロムナード・コンサートを開催しています。加えて、次世代を担う子どもたちには、本市ゆかりの演奏家が市内小学校で出張演奏会を行う、小学校への音楽アウトリーチ事業も実施しています。

さらに、団体の交流や親睦を通して文化芸術の発展を図ることを目的とした綾瀬市文化団体連盟への支援を行うとともに、文化会館・中央公民館に屋外ステージや市民展示ギャラリーを開設し、個人や団体に文化芸術の新たな発表の場を提供しています。

文化会館事業については、指定管理者によって、市民ニーズに応じたイベントや事業を行っています。

### 課 題

文化芸術活動は多岐にわたっていることから、市民ニーズを的確に把握し、市民の自主的・創造的な文化芸術活動の支援や、優れた文化芸術の鑑賞の機会を提供していく必要があります。

また、高齢化が進む中、創造の担い手となる個人や団体の自立に向け、より自主的な活動が行えるよう、効果的な情報発信や情報共有等の支援、団体等の育成をするとともに、アウトリーチやICTを活用した若い世代への文化芸術推進事業をさらに充実させる必要があります。

そのほか、本市では、外国人市民の人口が増加していることから、文化芸術活動を通じた交流が行えるよう、多様な方が活動や事業に参加しやすい、やさしい日本語等を活用した情報発信など工夫が必要です。

## 2 基本目標の実現に向けて

---

地域の特性や多様な市民ニーズに応じながら、自立に向けた文化芸術活動の支援・育成に取り組み、活動の継続と活性化につなげていきます。さらに、あやせ市民芸術鑑賞事業や各種コンサート、文化会館における芸術鑑賞事業の継続的な実施により、市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します。

とくに、若い世代への文化芸術推進事業として、本市にゆかりのある演奏家による小学校への音楽アウトリーチ事業については、さらに内容の充実を図りながら実施していきます。

また、文化芸術の継承や創造の担い手となる団体等に対して支援していきます。



### 施策の方向と具体的な取組

#### 施策の方向3-1 市民の自主的な文化芸術活動への支援の充実

- ▶ あやせ文化芸術祭の開催 【重点】
- ▶ 文化芸術活動を行う団体等への支援 【拡充】
- ▶ 文化会館での市民参加・共創事業の実施

#### 施策の方向3-2 優れた文化芸術の鑑賞機会の提供

- ▶ あやせ市民芸術鑑賞事業の開催
- ▶ 市民ホールコンサートの開催
- ▶ アヤセ・プロムナード・コンサートの開催
- ▶ 小学校への音楽アウトリーチ事業の実施
- ▶ 文化会館における優れた芸術鑑賞機会の提供



## 1 現状と課題

### 現 状

目久尻川流域には、国指定史跡の神崎遺跡など多くの文化財を始め、田畑や斜面林といった原風景が広がっています。これらの魅力を生かし、目久尻川流域を一体的に活用するため、令和元年度に「あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想」を策定し、文化財を核とした地域の誇りづくりや活性化に向けて取り組んでいます。

また、弥生時代の環濠集落であり、平成23年に国史跡に指定された神崎遺跡等では、常設展示や学校との協働事業、定期的なイベントなどを通じて、文化財の周知・啓発や活用を進めています。

さらに、市史資料を大切に保管・活用するため、資料の収集、マイクロフィルム化・デジタル化を進めています。

その他、市内の出土した遺物や民具等の文化財は、主に文化財収蔵庫で保存しています。

### 課 題

目久尻川流域の貴重な歴史文化資源の価値や魅力などが、地域活力の低下とともに失われつつあることから、あやせ目久尻川歴史文化ゾーンの形成に向けた基盤の整備、地域住民や当該ゾーンの支援者の活躍による歴史・文化資源等の維持・継承と活用体制の構築が必要です。

また、神崎遺跡資料館の来館者が減少していることから、来館者やイベント参加者の意見を分析し、ニーズに合ったイベントを企画・実施していく必要があります。

さらに、本市の歴史を明らかにし、広く市民に知らせるため、令和を含む本市の歴史をまとめた市史の編集に向けて資料の収集を進めるとともに、歴史的公文書等の市史資料は、収集量の増加による保管場所の確保と保管の長期化による劣化への対処が課題となっていることから、適切な保管と活用のため、マイクロフィルム化・デジタル化を進める必要があります。

加えて、市内の文化財の保存については、現在の文化財収蔵庫では保存場所が限られ、展示スペースがないことから、設備の充実と文化財のより十分な活用のための方策の推進が必要です。

その他、文化財を活用したまちづくりに向け、文化財や関連施設等を回遊できる仕組みづくりなど、従来の文化財行政の枠組みを超え、庁内関係部署だけではなく学校、文化財関係団体等と横断的な連携による施策の検討が必要です。



## 2 基本目標の実現に向けて

あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想の着実な推進により、歴史文化資源の価値や魅力を市民が再認識することで、郷土への強い思い（シビックプライド\*）を醸成するとともに、総合計画「目久尻川流域の歴史文化形成プロジェクト」に関わり、目久尻川流域の歴史文化や原風景を楽しみながら憩い、学ぶことができる空間を形成します。そのためにも、学校や文化財関係団体等との連携を図り、歴史文化を生かしたまちづくりを進めます。

また、神崎遺跡を確実かつ安定的に保存するとともに、資料館での魅力的なイベント開催や効果的な情報発信などを通じて広く紹介し、積極的に活用するほか、さらなる文化財の保存・活用に向けた方策の検討や、史跡・文化財コースの案内や歴史の紹介などを行うボランティア組織との連携・協働、市史資料の保存と活用のためのマイクロフィルム化・デジタル化を進めます。



### 施策の方向と具体的な取組

#### 施策の方向4-1 あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想の推進

- ▶ あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想の推進  
【重点／戦略P／新規】

#### 施策の方向4-2 文化財と市史資料の保存と活用

- ▶ 神崎遺跡の保存と活用
- ▶ 文化財等の保存と活用
- ▶ 史跡ガイドボランティア組織への支援と活用
- ▶ 綾瀬市史の編集
- ▶ 市史資料のマイクロフィルム化・デジタル化の推進



シビックプライド 郷土を愛するだけではなく、自分たちの力で良くしていこうという意識により生まれる誇りのこと。

## 1 現状と課題

### 現 状

地域全体で子どもたちの学びや成長を支える中で、家庭教育の推進については、家庭教育に関する講座や講演会の開催、あやせゼロの日運動の周知・啓発や市PTA連絡協議会等への支援のほか、教育委員会所管課と市PTA連絡協議会が連携し、あやせ夜間ゼロ運動に取り組んでいます。

また、地域や学校では課題が多様化する中、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進することが求められています。地域の高齢者や成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民等が学校の教育活動に参画することは、子どもたちの成長や、地域への愛着を育むことへもつながります。さらに、参画する地域の人にとっては、地域の活性化のほか、自らの学びの場となることで、生きがいにつながっていきます。

### 課 題

子どもたちが倫理観、自立心や自制心、社会的マナー等を身に付けられるように、家庭教育力を向上させていくには、各家庭への情報提供や相談体制の充実が必要です。このことから、家庭教育アドバイザーの活用や家庭教育に関する講座や講演会の開催、あやせゼロの日運動の実施、市PTA連絡協議会等子どもの成長を支える団体への支援を継続して行う必要があります。

市PTA連絡協議会と教育委員会が取り組む、あやせ夜間ゼロ運動については、子どもへのスマートフォンの急速な普及など常に状況が変化していることから、必要に応じ見直しを行いながら取組を進めていく必要があります。

また、子どもたちの健やかな成長を促すために、学校を核とした地域全体で子どもの成長を支える活動について、継続的・持続的な支援体制の強化を図っていく必要があります。そのために、教育委員会所管課や家庭、地域、庁内関係部署と連携しながら、地域学校協働活動をはじめとする地域の活性化と、コミュニティ・スクールとの一体的推進を図る必要があります。

## 2 基本目標の実現に向けて

---

地域全体で子どもたちの成長を支えるため、家庭教育の推進では、家庭教育に関する講座や講演会の開催、あやせゼロの日運動やあやせ夜間ゼロ運動の実施、市PTA連絡協議会等への支援を継続的に行い、家庭の教育力の向上と充実を図ります。

また、教育委員会所管課や家庭、地域、庁内関係部署とも連携しながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた体制づくりを行い、地域の活性化につなげます。



### 施策の方向と具体的な取組

#### 施策の方向5-1 家庭教育支援の充実

- ▶ 家庭教育支援の充実 【重点】
- ▶ P T A 連絡協議会活動の支援

#### 施策の方向5-2 開かれた学校づくりと地域学校協働活動の推進

- ▶ 地域学校協働活動の推進 【拡充】
- ▶ 学校開放の実施



